

平成30年10月1日

記者クラブ 各位

平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について

国、地方公共団体は障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条に基づき、地方公共団体の任命権者は、毎年、障害者任免状況通報書（以下「通報書」という。）により、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされています。

今般、国の行政機関において、障害者雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られたことから、平成29年6月1日現在の通報書の内容について再点検を実施し、その結果が、本年8月28日に公表されたところです。

当市におきましても、群馬県労働局長から平成29年6月1日現在の障害者任免状況の再点検実施及び報告について通知があり、再点検を実施したところ、一部に誤りがあったため、下記のとおり修正をして群馬県労働局へ報告することとしました。その結果をご報告するとともにお詫び申し上げ、再発防止に努めます。

#### 記

修正内容：

項目	訂正前	訂正後
職員数	382人(うち対象者328人)	419人(うち対象者364人)
障害者数	7人(換算11人)	5人(換算9人)
実雇用率	3.35%(11/328)	2.47%(9/364)

※法定雇用率2.3%

修正理由：  
・職員数について、これまでいわゆる常勤職員のみを対象としていたが、地方公務員法上の任用形式（常勤、非常勤）を問わず、条件に該当する場合は、常勤以外の職員を算入することとした。  
・対象障害者として計上していた7名のうち2名は、健康診断の結果に基づき計上していたため、これを減じた。

担当：総務部 総務課 職員係